

○司会（遠藤）

それでは、裁判員制度10周年記念シンポジウム「裁判員制度のこれまで、そしてこれから」を開催させていただきます。

本日司会を務めさせていただきます、最高裁判所事務総局広報課付の遠藤圭一郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（和田）

御来場の皆様におかれましては、御多忙の中、またお足元の悪い中、本日のシンポジウムにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

同じく本日司会を務めます日弁連刑事調査室の和田と申します。よろしくお願い申し上げます。

○司会（遠藤）

まず、本シンポジウムを共催する各機関より、それぞれ御挨拶がございます。

はじめに、山下貴司法務大臣より、御挨拶がございます。山下大臣、どうぞよろしくお願い申し上げます。



○山下貴司法務大臣

御紹介賜りました法務大臣を務めております山下でございます。一法曹としてこの場に立たせていただいていること、心から感激とともに感慨深く思います。

裁判員制度10周年記念シンポジウムの開催に当たり一言御挨拶を申し上げます。

裁判員制度は国民の皆様にも刑事裁判に参加していただき、国民的基盤に支えられた司法を確立することを目指して導入されたものであります。私は、法務大臣として就任以来、国民目線で分かりやすく、国民の胸に落ちる法務行政を目指してきたところでございまして、裁判員制度が国民の理解を得ながら発展してきたことを見ることは、まさに感慨深いものがございます。

これまでに9万人を超える国民の皆様が裁判員や補充裁判員に選任され、裁判員経験者の9割をはるかに超える方々から裁判に参加したことにつき、良い経験をしたと感じた旨の回答をいただいているものと承知しております。

この場をお借りして、裁判員をお務めいただいた国民の皆様には深く敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

また、本日御来賓として御出席いただいております関係団体の皆様にも、制度の運営に多大な御協力をいただいているところであり、心から厚く御礼を申し上げます。

また、裁判員制度が国民の皆様の間で定着してきているのは、法曹三者の皆様においてよりよい運用を行うことができるよう、互いに議論を交わすなどして連携するとともに、それぞれのお立場においてたゆまぬ努力を続けてきたことの証でもあると思います。これまでの法曹三者の皆様の御尽力にも敬意を表します。

私事ではございますが、私は裁判員制度の導入に向けて準備が進められていた十数年前、在アメリカ日本大使館

の一等書記官を務めており、その頃、この新たな制度を紹介するに当たり、しばしばアメリカの法曹関係者から、本当に日本でこの新たな裁判員裁判が根付くのか、国民参加ができるのかと、やや疑問を持たれて尋ねられたことがありました。それに対して私としては、「我々はメイド・イン・ジャパンの世界一のクオリティを持つ制度を必ず実現する」というふうに答えたものでございますが、それから本日を迎え、裁判員制度が世界に誇るべき日本の刑事司法制度として着実に定着していていることを、大変感慨深く思う次第でございます。

21世紀の司法制度の構築を目指した司法制度改革の大きな柱の一つであった裁判員制度が本日、運用開始から10周年という節目を迎えましたが、折しも本年6月1日には、平成28年に成立した刑事訴訟法等改正法の全ての規定が施行されます。この法改正も司法制度改革の流れをくみ国民に分かりやすく、国民の皆様のご信頼に応える新たな刑事司法制度の構築を目指して行われたものであります。

このように本年は、我が国の刑事司法制度にとって重要な節目の年であり、また、令和という新たな時代を迎えた年でもあります。この新たな時代において、刑事司法制度が引き続き円滑に運用されていくためには、法曹三者においてこれまでと同様に十分に連携するとともに、関係団体の皆様を含めた国民の皆様の御理解、御協力も得た上で、課題に対して的確に対応していくことが必要と考えます。

私自身も法務大臣として新たな令和の時代においても、裁判員制度を含めた我が国の刑事司法制度が国民の皆様の御理解の下、円滑に運用されるよう、引き続き国民の皆様の胸に落ちる法務行政に努めてまいりたいと考えております。

終わりに、本日のシンポジウムの御成功と本日御出席されている皆様のますますの御活躍を祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会（遠藤）

山下大臣、どうもありがとうございました。